

## 2023(令和5)年度事業計画(案)

## 1. はじめに

当財団は、平成27年4月1日に公益財団としての認定を受け、同月より以下の目的に基づき活動を開始しています。

## 【目的】

当財団は、東南・東アジア並びに我が国において広く育英事業を行い、当該地域の平和と繁栄並びに文化の向上に寄与する国内外の人材を育成することを目的とします。

## 2. 国内学生向け育英事業

① 国内の大学に在籍する邦人学生に対し奨学金を支給します。

→昨年度の12名に続き、本年度も新たに10～12名を選抜し、月額4万円を支給してまいります。

② 海外留学を志す邦人学生に対する支援として、文部科学省が企画推進する「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」に協賛します。

→日本学生支援機構に対し、約8百万円の寄附を実施。

## 3. 外国人留学生向け育英事業

海外からの留学生(紛争地域から避難してきた学生を含む)に対する支援を実施してまいります。また、UNHCR(RHEP※)との協同のための準備をおこないます。

※難民高等教育プログラム

以上